山口市ノーリフティングケア用福祉機器導入支援事業費補助金

ノーリフティングケア福祉用機器の導入経費を一部助成します

補助対象経費の１/２
補助上限 ３０万円

補助対象者

市が開催したノーリフティングケア導入セミナーに参加した事業所のうち、モデル事業所に選定された事業所を運営する法人

※ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは施設サービス（ただし、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防福祉用具貸与」、及び「介護予防特定福祉用具販売」を除く。）を行う事業所又は山口市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定を受けた事業所

補助対象経費

ノーリフティングケア用福祉機器の導入に要する購入費用・初期費用・リース料などの経費（ノーリフティングケア用福祉機器を使用する際に通常使用する消耗品の購入費用を含む。）

補助金額

補助対象経費の１/２、補助上限３０万円

※ 千円未満の端数は切り捨てます

お問合せ

山口市健康福祉部介護保険課管理担当
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL:083-934-2805
E-mail:kaigo@city.yamaguchi.lg.jp

CHECK!

手続きの流れは裏面をチェック

手続きの流れ

STEP 01

下記の書類を山口市介護保険課へご提出ください。
提出方法は郵送・窓口へ持参、どちらでもOKです。

なお、事業を実施する前に申請が必要です。

（１）申請書（市ＨＰ掲載）
（２）補助対象経費の見積書の写し

STEP 02

申請書を審査し、市が補助金の決定をします。

STEP 03

申請書に基づき、ノーリフティングケア用福祉機器の導入を行います。

STEP 04

事業完了後、市に実績報告をご提出ください。
実績報告を審査し、市が補助金の額を確定します。

（１）実績報告書（市ＨＰ掲載）
（２）収支清算書（　〃　）
（３）精算内訳書（　〃　）
（４）経費を支払ったことを証する書類の写し（領収書など）
（５）購入した福祉機器の写真

STEP 05

請求書(市HP掲載)を山口市介護保険課へご提出ください。
請求書の提出後、補助金の交付をします。

山口市　ノーリフティングケア補助

こちらからアクセス